

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成23年7月19日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

1 期日

平成23年7月25日（月）午後1時30分

2 場所

鳥取市扇町21

県民ふれあい会館5階 講義室

3 件名

鳥取都市計画道路事業3・5・13号雲山吉成線及び3・3・2号西円通寺裁判所線